

教室等の短期貸付条件等

宇都宮大学財務部財務課

【貸付の考え方】

下記の感染防止対策等を徹底することを条件とし、大学の運営等に支障がない場合に限り貸付を行うこととする。

（貸付条件）

1. 教室等を使用する際には、適切な感染防止策（検温、「三密」の回避、手指消毒、マスク着用、室内の換気、定期的消毒等）を使用する団体等の責任において実施し、また、試験終了後にも共用部分（玄関、廊下、階段、トイレ等）を含め、必ず消毒作業を行うこと。なお、消毒作業は原則として本学が紹介する専門業者と契約の上実施するものとし、貸付期間終了後に以下の書類の写しを提出すること。
 - 消毒作業請負業務契約書
（消毒作業範囲が確認できれば見積書・仕様書等でも可）
 - 請負業者から提出された履行確認書
（消毒作業が完了した旨が確認できれば納品書等でも可）
2. 教室等を使用する際の各教室の席については、最低1メートル以上離れるよう席を設定すること。
3. 感染者が確認された場合に備え、使用者等の名簿を作成し保管しておくこと。
4. 本学への入退構・入退室時においても、ソーシャルディスタンス（社会的距離）を保つための措置を講じること。
5. 教室等の貸付期間に緊急事態宣言が出された場合は、教室等の貸付許可の取消を行うことについて予め了承すること。